

## 専門図書館と私立図書館

08 | 4317 大矢祐資

### 1. 図書館の種別

日本の図書館の種類は、国立国会図書館、公立図書館、私立図書館、大学図書館、学校図書館、議会図書館、美術館・博物館図書室、図書館同種施設

#### 1. 専門図書館とは

専門図書館を管理主体別に分類すると、官公庁・独立行政法人、社団・財団法人、医療法人、宗教法人、NPO 法人、任意団体、公設民営、などになる。また機能別に分類すると、学協会図書室、研究所図書室、美術館・博物館図書室、病院図書室、独立図書館・文学館、その他、などがある。

専門図書館協議会はこれら図書館を会員とする唯一の団体である。

### 2. 私立図書館とその歴史

#### (1) 戦前 (図書館令) 1933 年

「第四条 商工会議所、農会其ノ他ノ公共団体ハ図書館ヲ設置スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ設置シタル図書館ハ私立トス

#### (2) 戦後 (図書館法) 1950 年

「民法三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館とする。」となった。このときこれまでの私立図書館が私立図書館でなくなったため、これらを「図書館同種施設」とした。

#### (3) 現在

図書館法第二条第二項に、「日本赤十字社又は一般社団法人もしくは一般財団法人の設置する図書館」が私立図書館であるとされている。

### 3. 公益法人改革

2003 年に施行された、公益法人制度改革 3 法により、これまでの社団法人、財団法人が公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人に別れ、「公益」のみが認可制、「一般」は申告制となった（現在移行期間中）。図書館法の一般社団法人・一般財団法人はこれらすべてをカバーするので、対象となる図書館が大幅に増える可能性がある。

### 4. 私立図書館でできること

私立図書館は図書館法では公立図書館と同格であるから、著作権法 31 条による、蔵書の複製やその他の活動が可能である。しかし多くの私立図書館はこのことを認識していない。

## 5. 私立図書館の数

私立図書館の数は正確に把握できていない。以下は公益法人改革前の数字である。

### (1) 日本図書館協会の調査

年	私立図書館数（館）	出来事
1946	854	第二次世界大戦終了すぐ
1954	57	図書館法制定後
1964	38	8回目の図書館法改正後
2000	26	1999年に第十四回図書館法改正
2006	20	第十六回図書館法改正
2011	11	2008年に図書館法改正

### (2) 文部科学省の調査

「社会教育調査報告書 平成 17 年度」 25 館（2008）

### (3) 専門情報機関総覧からの調査（大矢）

種別	機関数
専門機関	1747
『国(政府)関係機関・独立行政法人・公共企業体』 と『学会・協会・団体』が設置する情報機関	187
OPAC を一般公開しているもの	134
一般公開している情報機関	94

## 6. 考察

私立図書館は図書館法では公立図書館とほぼ同等であるが、実質的にはその立場は確立していない。各図書館が自分が私立図書館であると認識していない。私立図書館は著作権法 31 条に基づく複製が可能であるので、「望ましい基準」が管理する上で必要と思われる。

私立図書館はその多くが専門図書館という点で、公共図書館との大きく違っており、専門性を生かした発展が望まれる。